

地方競馬全国協会 会報

第 299 号 平成 20 年 3 月

目 次

競馬関係

登録関係

馬主及び馬の登録数調べ

その他

平成 19 年のきゅう舎関係者、競走馬等の年間表彰

協会への通知等

その他

「地方競馬実施条例例及び地方競馬実施規則例の制定について」の一部改正について

できごと

平成 20 年 2 月

馬主および馬の登録数調べ

平成 20 年 2 月分

登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬 主	38	5	3	8			5
馬	297	286	1		164	3	10

競走種類別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
1 歳	0	0	0	0	0
2 歳	158	0	158	3	161
3 歳	60	1	61	0	61
4 歳	43	0	43	0	43
5 歳	13	0	13	0	13
6 歳以上	19	0	19	0	19
計	293	1	294	3	297

ただし、登録事項の変更及び抹消については 2 月中に事務処理済みの件数である。

平成 19 年のきゅう舎関係者、競走馬等の年間表彰

平成 19 年の地方競馬で優秀な成績を収めた馬及び厩舎関係者を表彰するための「NARグランプリ 2007」が、2月7日(木) 東京・目黒の目黒雅叙園において、競馬関係者、報道関係者および招待ファン、約 300 人の出席のもと行なわれた。

最優秀調教師賞

都道府県	氏名
千葉	川島 正行

最優秀騎手賞

都道府県	氏名
東京	内田 博幸

優秀新人騎手賞

都道府県	氏名
ばんえい	西 謙一

優秀女性騎手賞

都道府県	氏名
高知	別府 真衣

ベストフレイ賞

都道府県	氏名
岩手	菅原 勲

特別賞

都道府県	氏名
岩手	小林 俊彦

特別賞

都道府県	氏名
東京	内田 博幸

表彰名	所 属	馬 名
年度代表馬	船橋	フリオース 牝3
サラブレッド2歳最優秀馬	北海道	ディラクエ 牝2
サラブレッド3歳最優秀馬	船橋	フリオース 牝3
サラブレッド4歳以上最優秀馬	大井	フジノウェーブ 牝5
ばんえい最優秀馬	ばんえい	トモエパワー 牝7
最優秀牝馬	船橋	トーセンジョウオー 牝6
最優秀短距離馬	大井	フジノウェーブ 牝5
最優秀ターフ馬	北海道	コスモバルク 牝6
特別表彰馬	J R A	ヴァーミアン 牝5
	(種牡馬)	ミルジョージ (1975年 - 2007年)
	(種牡馬)	ワカオライデン (1981年 - 2007年)

*「アラブ最優秀馬」部門の該当馬はありません。

「地方競馬実施条例及び地方競馬実施規則例の制定について」の一部改正について

【平成20年3月5日付け19生畜第2080号農林水産省生産局長から地方競馬全国協会理事長あて】

このことについて、別添のとおり地方競馬主催者あて通知したので、お知らせします。
(地方競馬主催者の長あての本文は省略)

地方競馬実施条例及び地方競馬実施規則例の制定について

(平成12年11月28日付け12畜B第1751号農林水産省畜産局長通知)

地方競馬実施規則例 新旧対照表

改正	現行
<p>(投票委員)</p> <p>第十六条 投票委員は、法第二十二条において準用する法第五条の規定による勝馬投票券(以下「勝馬投票券」という。)の発売並びに法第二十二条において準用する法第七条又は法第八条の規定による払戻金(以下「払戻金」という。)及び法第二十二条において準用する法第十二条第六項の規定による返還金(以下「返還金」という。)の交付に関する事務をつかさどる。</p> <p><u>(注一) 法附則第六条第一項の規定による一号給付金又は二号給付金を交付する県にあっては、「及び法第二十二条において」を「、法第二十二条において」に改め、「(以下「返還金」という。)」の下に「及び法附則第六条第一項の規定による一号給付金又は二号給付金(以下「給付金」という。)」を加える。</u></p> <p><u>(注二) 一号給付金又は二号給付金のいずれか一つだけを交付する県にあっては、その交付する給付金についてのみ規定すること。</u></p> <p>(勝馬投票券)</p> <p>第七十八条 (略)</p> <p>2 電話による勝馬投票券に関する契約(勝馬投票券を購入しようとする者が県に対して電話により勝馬投票券を購入することを申し込んだときは、県は当該申込みに係る勝馬投票券の受領をその者に</p>	<p>(投票委員)</p> <p>第十六条 投票委員は、法第二十二条において準用する法第五条の規定による勝馬投票券(以下「勝馬投票券」という。)の発売並びに法第二十二条において準用する法第七条又は法第八条の規定による払戻金(以下「払戻金」という。)及び法第二十二条において準用する法第十二条第六項の規定による返還金(以下「返還金」という。)の交付に関する事務をつかさどる。</p> <p>(勝馬投票券)</p> <p>第七十八条 (略)</p> <p>2 電話による勝馬投票券に関する契約(勝馬投票券を購入しようとする者が県に対して電話により勝馬投票券を購入することを申し込んだときは、県は当該申込みに係る勝馬投票券の受領をその者に</p>

改正	現行
<p>代わって行い、その者は、その銀行預金口座から県の銀行預金口座に当該勝馬投票に係る金額に相当する額を振り込むべきこと及び県は当該勝馬投票券に係る払戻金又は返還金をその者の銀行預金口座に振り込むべきことを内容として県とその者との間において締結される契約をいう。第八十条第三項において「電話投票契約」という。)に基づき県が発売する勝馬投票券については、法第二十二条において準用する法第五条第三項に規定する電磁的記録の作成をもって、その作成に代えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(注)法附則第六条第一項の規定による一号給付金又は二号給付金を交付する県にあっては、第二項中「払戻金又は返還金」を「払戻金、返還金又は給付金」とする。以下第八十二条及び第八十三条において同じ。</u></p> <p>(払戻金及び返還金の交付方法)</p> <p>第八十一条 投票委員は、勝馬が決定したときは、遅滞なく、払戻金の額を発表する。</p> <p><u>(注)法附則第六条第一項の規定による一号給付金又は二号給付金を交付する県にあっては、見出し中「払戻金及び返還金」を「払戻金、返還金及び給付金」とし、本文中「払戻金の額」を「払戻金の額(給付金を交付する場合にあっては、払戻金の額に給付金の額を加えた額)」とする。</u></p>	<p>代わって行い、その者は、その銀行預金口座から県の銀行預金口座に当該勝馬投票に係る金額に相当する額を振り込むべきこと及び県は当該勝馬投票券に係る払戻金又は返還金をその者の銀行預金口座に振り込むべきことを内容として県とその者との間において締結される契約をいう。第八十条第三項において「電話投票契約」という。)に基づき県が発売する勝馬投票券については、法第二十二条において準用する法第五条第三項に規定する電磁的記録の作成をもって、その作成に代えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(払戻金及び返還金の交付方法)</p> <p>第八十一条 投票委員は、勝馬が決定したときは、遅滞なく、払戻金の額を発表する。</p>

できごと

平成20年2月

- | | |
|-------|------------------------|
| 2月 7日 | NARグランプリ2007表彰式(目黒雅叙園) |
| 12日 | 入所試験委員会 |
| 25日 | 地方競馬活性化会議 |
| 28日 | 第5回馬主登録審査委員会 |